

中国における児童虐待対応に関する法制度の 歴史的変遷に関する考察

— 中国未成年者保護法および関連法制の変遷に着目して —

黄 倩・武 田 莉 央・鈴 木 崇 之*
HUANG Qian, TAKEDA Rio, SUZUKI Takayuki

要旨

本稿では、文献を元に中国における児童虐待対応に関する法制度を概観し、中国での児童虐待対応の変遷や特徴について考察した。特に本稿では、「未成年者保護法」に着目し、法の成立および改正時期に基づき、法施行前の時代(1950年～1991年)と、法施行後の時代を改正時期に基づき第Ⅰ期(1992年～2006年)、第Ⅱ期(2007年～2012年)、第Ⅲ期(2013年～2020年)、第Ⅳ期(2021年～現在)の4つの時代に区分し、各時代の児童虐待対応の概要を整理した。この区分整理から、法施行前の時代は様々な法律の中に児童虐待対応が散見され始めた時期、第Ⅰ期は児童虐待に関連する内容を含む法律整備の基礎となった時期、第Ⅱ期は第Ⅰ期に成立した法律の改正が進行した時期、第Ⅲ期は家庭内暴力に対する具体的対応や未成年保護のシステム整備に向けた動きが見られた時期、第Ⅳ期は未成年者保護法及び未成年者犯罪予防法が大幅に改正されて未成年者の権利を守る動きが見られた時期という特徴を析出し、多数の法律中に分散している中国児童虐待関連法制の整備過程を可視化した。

併せて2点の特徴を明らかにした。まず、児童虐待関連法が複数の法律の中に散在していることが中国児童虐待法制の特徴であった。日本のように児童福祉法および児童虐待防止法により、適用法制がシンプルな国とは大きな違いがあった。また、児童虐待発生時の具体的対応や対応機関が明確に規定されていない点も特徴として析出された。

2021年の「民法典」改正により、散在していた多くの法律は集約された。また、同年に未成年者保護法も改正されたが、下位の地方自治体レベルにおける未成年者保護実施体制の整備には依然として不透明な部分も多い。

以上の結果から、今後の中国では児童虐待関連法をさらに集約し、児童虐待の予防や児童虐待発生時の対応に関する具体的な実施体制について、国家レベルでの規定を行うことが必要であると考えられる。

キーワード：中国未成年者保護法・児童虐待予防・児童保護・法制史

*東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科 Toyo Univ. Faculty of Human Life Design
連絡先：〒115-8650 東京都北区赤羽台1-7-11

1 研究の目的と方法

1-1 研究の目的

本研究では、1950年から現在に至るまでに成立あるいは改正された中国の児童虐待対応に関する法制度の変遷を概観する。それらを元に、中国における児童虐待に対する国としての対応の特徴および今後の課題を考察していくことを目的とした。

1-2 研究の方法

先行文献等を用いた文献研究法によって行った。特に法律に関する文献は、中国の人民代表大会のホームページやインターネットを中心に入手し、整理した。また、国立情報学研究所のデータベース Cinii Articles を利用し、中国、児童虐待、法律などをキーワードとして検索した文献を入手し、先行研究として活用した。

1-3 文献分析の視点

児童虐待の定義としては、2002年にWHOが発表した『World report on violence and health』に記載された、「身体的虐待 (Physical abuse)」「性的虐待 (Sexual abuse)」「心理的虐待 (Emotional abuse)」「ネグレクト (Neglect)」の4分類が世界基準となっている。本論文においても、この4分類に相当する児童虐待の内容を中国の法律から析出した。

2 中国における児童虐待対応に関する法制度の歴史的変遷

本章では、まず中国における児童虐待に関する歴史的変遷を概説する。

中国の児童虐待対応について、寧思嘉は「児童虐待対応に関する適切な救済措置を運用するための明確な法的根拠がない」(寧 2020: 1-2 頁)¹と指摘している。一方で筆者らが確認したところ、中国における法制度において児童虐待に関する規定は様々な法律の中に分散する形で存在しており、日本における児童福祉法や児童虐待防止法のように集約されていないことが分かった。

中国における児童虐待に関する規定は、例えば「未成年者保護法」、「民法通則」、「婚姻法」を始めとした様々な種類の法律において規定されている。これらは子どもが主体である法律ではないが、筆者らはこれらの法律中の児童虐待関連を抽出して整理した。

一方、1992年に施行された「未成年者保護法」は未成年者の心身の健康や未成年者の権利を保護する非常に重要な法律であり、被虐待児への支援の際に主として参照される法律として位置付けられている。

そこで本論文では、中国における児童虐待対応法制の変遷を未成年者保護法施行前の時代 (1950年～1991年)、そして法施行後を改正のタイミングで区切った、第Ⅰ期 (1992年～2006年)、第Ⅱ期 (2007年～2012年)、第Ⅲ期 (2013年～2020年)、第Ⅳ期 (2021年～現在) の4つの時代に区分し、それぞれの時代の児童虐待対応に関する概要を記述した。

2-1 中華人民共和国未成年者保護法成立前の時代（1950年～1991年）

1945年8月、日本がポツダム宣言を受諾して無条件降伏したことにより、太平洋戦争は終結した。その後、1949年10月、毛沢東が中国共産党の主席となり、中華人民共和国が成立した。

共産党が進める格差の無い国づくりは、日本による植民地支配によって荒廃した中国人民の心に希望を与えた。しかし、1950年10月の朝鮮戦争の参戦、1951年の人民解放軍のチベット駐留など、中国は戦時体制から解放されたとは言えない状況に置かれ続けた。

1958年から1961年にかけて、毛沢東は大躍進政策を開始した。さらに、毛沢東は1966年から1976年にかけて、無産階級文化大革命の推進を行った。毛沢東が死去し、鄧小平の時代になると、アメリカとの国交が正常化し、中国が欧米諸国との関係を取り戻し始めた。一方で、1989年には天安門事件が発生し、中国の民主化は行きつ戻りつの過程の中で進んだ。

この間の中国における児童福祉関連の歴史の変遷を国際的な流れとの関係も含めて、ここで整理しておきたい。

1941年、中華民国国民政府社会部が実施した全国大会において、5つの児童福利政策目標が掲げられた。そのうちの一つが「善保」であり、この中に児童虐待防止施策も位置付けられていた。

1942年9月に中華民国国民政府社会部が「児童福利研究報告（初稿）」を編集・出版した。本書には、「包括児童福利政策綱領（草案）」、「児童福利立法原則（草案）」、「児童福利实施方案（草案）」等が掲載されていた。しかし、これらの法案は施行されることなく終戦に至ることとなった。

1942年11月27日に中国国民党中央第5期10中全会にて「児童福祉立法の原則及び施行弁法の概要を確立する」という方針が可決された。

その後、中華民国国民政府社会部は「児童福祉法草案」を作成した。この草案においては、児童虐待の防止についても触れられていたが、施行には至らなかった。

1991年3月に、中国政府は「子供の生存、保護及び発育に関する世界宣言」及び「世界宣言を実施するための行動計画」に批准した。

同じく1991年12月、第7回全国人民代表大会常任委員会第23回会議において中国の「子どもの権利条約」への加盟が承認され、中国は子どもの権利条約第6条に基づく義務を履行することを宣言した。その後1992年3月に国連に批准書を提出、1992年4月に批准となった。

このように児童福祉関連の国際的な流れと関連性を持ちながら、中国国内においては1950年の「婚

表1 未成年者保護法施行前の時代（1950年～1991年）に施行された中国児童虐待関連法

1950年	婚姻法 親の養育義務、子どもが親を扶養する義務、親子相互（養親子相互）の虐待やネグレクトの禁止、嬰兒殺害などの犯罪の禁止すること、そして夫は妻と元夫が生んだ子、また妻は夫と元妻生んだ子を虐待し、差別してはならない等が規定された。
1980年	婚姻法の改正 家族間の虐待や遺棄の禁止、嬰兒の溺死・捨て子・その他の殺害行為の禁止、義父母と継子の間における虐待や差別の禁止等の規定がなされた。
1986年	民法通則 未成年者の両親を「監護人」として規定した。また、親が亡くなった場合や、親に後見人としての能力がない場合の未成年者の監護者の規定がなされた。

姻法」を始めとして、1986年「義務教育法」、1986年「民法通則」等、児童虐待の防止や保護者の養育に関する法整備がなされていった。

次に、中国における児童虐待対応に関連する法律の内容についてまとめていく。

① 「婚姻法」 ii

1950年4月13日に公布、施行された「婚姻法」は、全体的には中国国内における婚姻に関する規定を目的とした法律である。しかし、本法には児童虐待に関する規定があることから、中国で初めて児童虐待について規定された法律であると評価することができる。

第13条	親は子どもを育てる義務がある。子どもは親を扶養する義務がある。どちらの当事者も虐待したり、放棄したりすることはできない。前項の規定は、養父母と養子の関係にも適用される。嬰兒殺害などの犯罪は厳しく禁止されている。
第16条	夫は、妻と元夫が生んだ子、また、妻は、夫と元妻が生んだ子を虐待し、差別してはならない。

婚姻法第13条では、親の扶養義務を定めた。また、親と子どもの双方が虐待および養育放棄をすることを禁止し、嬰兒を殺害することを犯罪として位置づけ禁じた。また、第16条では、再婚した夫婦のそれぞれの以前のパートナーの子どもに対する虐待および差別を禁止した。

② 「婚姻法」改正

1980年9月10日に「婚姻法」が改正され、1981年1月1日から施行された。同時に改正前の「婚姻法」は廃止されることとなった。

第3条	家族間の虐待や遺棄を禁止する。
第15条	嬰兒を溺死させること、子どもを捨てること、その他の殺害行為を禁止する。
第21条	養父母と継子の間において、虐待や差別をしてはいけない。

改正「婚姻法」では、第3条にて家族間の虐待および遺棄を禁じ、第15条にて嬰兒の溺死や遺棄、殺害行為等を禁止した。また第21条にて、非血縁親子関係間の虐待や差別を禁止した。

③ 「義務教育法」

「義務教育法」は1986年4月12日に公布され、7月1日から施行された。この法律は学齢期の児童・青少年が義務教育を受ける権利及び義務教育の実施を保障し、国民全体の質の向上を図るために、憲法と教育法に基づき、制定された法律である。

以下は、「義務教育法」の目的や、義務教育課程の基礎的仕組み、および義務教育の目的を位置付けた第1条から第3条の抜粋である。

第1条	基礎教育を発展させ、社会主義的物質文明と精神文明の建設を促進するために、憲法と我が国の実情に基づいて、本法を制定する。
第2条	国は、9年制義務教育を実施する。省、自治区、直轄市は、当該地区の経済、文化の発展状況に基づいて、義務教育の実施計画を確立する。
第3条	義務教育は、国の教育方針を貫徹し、教育の質を高め、児童や生徒が徳育、知育、体育などの面において全面的に発達できるようにし、全民族の素質を高め、理想を持ち、道徳的で、教養があり、規律性のある社会主義建設の人材の育成のために、基礎を固めなければならない。

本法の第16条では、教師に対する侮辱や殴打、並びに生徒に対する体罰の禁止について規定された。学校における体罰について明記されたのは中国では本法が初めてであった。

第16条の第2項 教師を侮辱したり、殴打することを禁止する。生徒への体罰を禁止する。

④ 「民法通則」ⁱⁱⁱ

「民法通則」は1986年4月12日に公布、1987年1月1日から施行された。この法律は公民や法人の合法的な民事權益を守り、民事関係を正しく規制するために制定された。

「民法通則」では、未成年者の両親を「監護人」として規定した。子どもに関する内容としては、以下の第16条に親が亡くなった場合や、親に後見人としての能力がない場合の未成年者の監護者の規定がされた。

第16条 未成年者の父母は、未成年者の監護人となる。

未成年者の父母が死亡した場合、また監護能力がない場合は、以下の者のうち、監護人としての能力がある者が監護人となる。

1. 祖父母・外祖父母
2. 兄姉
3. 密接な関係にあるその他の親族、友人。この場合、未成年者の父母の所属先、または未成年者の居住地の住民委員会または村民委員会の同意を得なければならない。

監護人の選任について争いがある場合には、未成年者の父母の所属先又は未成年者の居住地の住民委員会、村民委員会が親族の中から指定する。指定に不服があり、訴えが提起された場合は、人民法院が決定する。

第1項又は第2項に規定する監護人が決定されない場合は、未成年者の父母の所属先や未成年者の居住地の住民委員会、村民委員会又は民政部門が監護人を務める。^{iv}

2-2 未成年者保護法施行後の時代 第I期（1992年～2006年）

1989年6月、天安門事件が発生し、趙紫陽総書記が失脚した。その後、江沢民が中国共産党総書記に選ばれると、江は経済の改革開放をすすめる鄧小平路線を引き継いだ。このため、この時期の中国は経済が急成長していった。

このような時代背景の元、1992年2月16日に子どものみに焦点を当てた中国初の国家レベルでの行動計画である「90年代中国児童発展計画綱要」が公布された。1992年4月に、中国は「子どもの権利に関する条約」を批准していることから、「90年代中国児童発展計画綱要」の公布は「子どもの権利に関する条約」批准を前提として作成された国の行動計画であると推測できる。「90年代中国児童発展計画綱要」では、「児童を最優先」とすることを基本理念として、母子保健や教育、子どもの権利を始めとする7つの領域における具体的な目標と政策措置が定められた。

1996年9月には「全国家庭教育ワーク95計画」が公布された。これは、子どもを持つ保護者を対象として打ち出された施策であり、子どものよりよい成長のために、保護者が子どもを保育、教育するために身に着けるべき知識が明文化されたものであった。

1997年3月には「保護者教育行為規範」が制定され、「保護者は子どもを愛し、守るべきである」ということが規定された。また、子どもを殴ったり、叱ったり、差別したりせず、子どもの権利を保障することについても規定された。

2001年5月22日には、「中国児童発展綱要（2001-2010年）」が公布された。ここでは、2001年から2010年にかけての子どもへの福祉的支援における子どもの健康や教育、保護、環境の整備の4つの領域における主要目標と政策措置が定められた。

表2 第I期(1992年～2006年)に施行された児童虐待関連法

1992年	未成年者保護法 父母その他の監護者は法の定めるところにより未成年者の後見及び養育の義務を行い、未成年者を虐待し又は遺棄してはならず、女性の未成年者及び障害のある未成年者を差別してはならない。また幼児を溺死させること又は遺棄することの禁止等の規定がなされた。
1992年	養子縁組法 養子縁組の原則や条件、法的責任などについて規定された。
1997年	刑法の改正
1999年	養子縁組法の改正
1999年	未成年者犯罪予防法の成立 第20条において未成年者の親が未成年者を放任することや、後見人としての義務を怠ることを禁じる内容が規定された。
2001年	婚姻法の改正 第3条において家庭内の暴力が禁止され、家族間の虐待や遺棄が禁止された。また、第21条において嬰兒を溺死させる行為、子どもを捨てる行為、その他の殺害行為が禁止された。

「90年代中国児童発展計画綱要」は1992年から2000年までの8年間を対象とした行動計画であったが、「中国児童発展綱要(2001-2010年)」からは10年間のスパンでの行動計画となった。

①「未成年者保護法」

1990年代頃、中国では青少年の犯罪や非行が深刻化し、犯罪や非行に走る青少年の低年齢化、集団犯罪の増加といった問題も発生した。その背景には生活レベルや教育、青少年の権利に対する社会認識の欠如といった問題があった。

中国において、青少年は中華人民共和国憲法第46条にて「保護の対象」とされていたが、少年法等の青少年の保護に特化した法律は存在しなかった。

以上のような状況等を背景として成立した法律が「未成年者保護法」であった。

「未成年者保護法」は1991年9月に公布され、1992年1月に施行された。この法律は、未成年者の心身の健康及び正当な権利や利益を保護することを目的として制定された。

本法第8条においては、子どもに対する虐待や遺棄、差別の禁止が明確に規定されている。

第8条 父母その他の監護人は、法の定めるところにより、未成年者の後見及び養育の義務を行い、未成年者の虐待、または遺棄をしてはならず、女性の未成年者及び障害のある未成年者を差別してはならない。また、幼児を溺死させること、または遺棄することを禁止しなければならない。

第8条では「虐待」という用語が使用されているが、WHOが規定した児童虐待の4分類がここでこの用語に反映されているかについては明確でない点を注意しておきたい。そのため、以降の条文では児童虐待の4分類に相当するものが、別の用語で説明されている。

第12条では、養育や監護の義務を行わない父母やその他の監護人としての資格を取り消すことも規定された。

第12条 父母その他の監護人が後見義務を怠り、又は未成年者の適切な権利利益を侵害したときは、法律の定めるところにより、その責任を負わなければならない。
親やその他の監護人が前項に掲げる行為を行い、教育を受けても改善されない場合、人民法院は、関係者又は関係組織の申立てにより、監護人の資格を取り消すことができる。そして、監護人は、「中華人民共和國民法通則」の16条により決定される。

第15条においては、学校内での体罰等の禁止についての規定もなされた。

第15条 学校及び幼稚園の職員は、未成年者の人間の尊厳を尊重し、未成年の子どもや生徒に対して体罰、体罰の代替となる懲罰（変装体罰）⁶又はその他人間の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

第29条では、浮浪者、物乞い、家出をした未成年者の保護についても規定された。

第29条 浮浪児、物乞い、家出した未成年者は、民政部その他の関係部局が責任をもってその父母その他の監護人に引き渡すものとし、その父母やその他の監護人が当面特定できない場合には、民政部に設置される児童福祉施設に引き取られて養育されるものとする。

第52条では、未成年者の正当な権利、利益が侵害された場合の法的責任に関する規定がなされている。

第52条 未成年者の人権またはその他の合法的権利を侵害し、犯罪にあたる行為を行った場合は、刑法に基づいて刑事責任を追及する。
家族が当該家族の未成年者の成員を虐待し、大きな怪我等に繋がった場合は、刑法第182条の規定により刑事責任を追及する。
司法職員（刑務官、弁護士等）が規制法規に違反し、監督された未成年者に対して体罰や虐待を行った場合は、刑法第189条の規定により刑事責任を追及する。
生まれたばかりの嬰兒を溺死させた場合は、刑法第132条の規定により刑事責任を追及する。
学校の校舎が倒壊する危険を承知の上で措置を取らず、校舎を倒壊させ、未成年者を死傷させた場合は、刑法第187条の規定により刑事責任を追及する。

②「養子縁組法」

「養子縁組法」は、1991年12月29日に公布され、1992年4月1日から施行された。後述するように、養子縁組の条件や戸籍登録、実子を売買した場合の法的責任に関する改正を目的とした改正法が1998年に公布され、1999年から施行された。2021年に「民法典」が施行されたことによりこの法律は廃止されたが、それまで30年間にわたり本法律によって法的な養子縁組関係や養子縁組に関係する当事者の権利が保護され、また養子に対する虐待への対応がなされてきた。

まず、第1条、第2条、第3条においては養子縁組の原則について規定された。

養子縁組の原則
第1条 合法的な養子関係を保護し、養子関係にある当事者の権利を維持するために、本法を定める。
第2条 養子縁組は、養子となった未成年者の養育・成長に資するものであり、平等・自発性の原則に則り、社会道徳に反してはならない。
第3条 養子縁組は、計画出産の法律、法規に違反してはならない。

また、第4条から第21条においては養子縁組の諸条件が規定された。以下はそのうちの第4条から第6条の内容である。第4条では、14歳未満の未成年者で養子となることができる者の条件が規定された。第5条では、養子を送り出すことが可能な人物や機関として監護人や社会福祉施設が規定され、第6条では、養育者の条件として子どもがいないことを始めとして持つことが求められる能力や年齢が規定された。

第4条 次の14歳未満の未成年者は、養子となることができる。

- (一) 両親を失った孤児。
- (二) 捨てられた孤児で実の両親を探し当てることができない者。
- (三) 両親に特別な事情があり、扶養されることが困難な子ども。

第5条 次の公民又は組織は、養子を送り出すことができる。

- (一) 孤児の監護人。
- (二) 社会福祉施設。
- (三) 特別な事情があって子どもを扶養することができない両親。

第6条 養育者は、次の条件を全て備えていなければならない。

- (一) 子どもがいない者。
- (二) 子どもを扶養し、教育する能力がある者。
- (三) 満35歳以上である者。

さらに、第26条から第30条においては養子縁組関係の解除に関する内容が規定された。養子縁組関係は養子が成人するまで原則解除することはできないが、養親や養子を送り出す側、及び本人の同意があれば解除することができる。また、養子が成人になった後に養子縁組関係を解除する場合協議での解除が可能となる。

養子縁組を解消した際、養子が成人している場合や養育者に対する虐待等の問題があった場合には、養育者に対して生活費や教育費を支払わなければならない、実父母の申し出により養子縁組を解消することとなった場合、養育者は養子縁組関係にあった期間にかかった生活費や教育費を請求することも可能となる。

第26条 ①養育者は、養子が成人する前に、養子縁組関係を解除してはならない。ただし、養親と養子を送り出す者との双方の合意がある場合は解除することができ、その場合養子が満10歳以上である場合は、本人の同意を得なければならない。

②養育者は扶養義務を履行せず、虐待、遺棄など未成年の養子の合法的権利や利益を侵害する行為があった場合、養子を送り出す者は養育者と養子との養子関係の解除を要求する権利がある。養子を送り出す者と養育者との間で養子縁組関係解除の合意に達することができない場合は、人民法院に提訴することができる。

第27条 養育者と成人の養子の間での関係が悪化し、共に生活することができなくなった場合、養子縁組関係を協議によって解消することができる。協議の結果合意が得られない場合は、人民法院に提訴することもできる。

第28条 養育者と成人の養子は、養子縁組関係を解消するために、書面により合意しなければならない。養子縁組関係が民政部门に登記されている場合は、養子縁組関係の解消を民政局に登録しなければならない。

第29条 養子縁組関係の解消後、養子と養育者その他の近親者との間の権利義務は解除され、養子と実父母その他の近親者との間での権利義務として回復される。ただし、成人した養子と実父母その他の近親者との間の権利義務を回復するかどうかは、協議して定めることができる。

第30条 ①養子縁組関係が解消した後、養育者に養育されていた養子で成人している者は、労働能力を欠き、かつ、生計手段を有しない養育者に生活費を支払わなければならない。養子が成年に達した後、養育者を虐待したり、放任したりしたために養子縁組関係が解消された場合、養育者は養子に対して養子縁組関係にあった期間内に発生した生活費や教育費の賠償を請求することができる。

②実父母が養子縁組関係の解消を申し出た場合、養育者が養子を虐待または育児放棄したために養子縁組関係が解消された場合を除き、養育者は実父母に対し、養子縁組関係にある期間内に発生した生活費や教育費を適切に補償するよう求めることができる。

第31条では人身売買に関する刑事責任について規定された。「全国人民代表大会常務委員会の人身売買、女性、児童を誘拐した犯罪者の厳罰に関する決定」は、女性や子どもの人身売買、誘拐、女性や子どもの安全の保障、公序良俗の保護のために、刑法の関連規定の補足改正を行ったものである。人身売買を行った場合は、「全国人民代表大会常務委員会の人身売買、女性、児童を誘拐した犯罪者の厳罰に関する決定」や刑法に則って刑事責任を負うこととなる。

第31条 ①養子縁組の名を借りて児童を誘拐あるいは売買した者は、「全国人民代表大会常務委員会の人身売買、女性、児童を誘拐した犯罪者の厳罰に関する決定」viiに従って刑事責任を追及する。
②乳児を遺棄した場合、公安部門が罰金を科し、悪質な犯罪を犯した者については、「中華人民共和国刑法」第183条に従って刑事責任を追及する。
③実子売った場合、公安部門は売却による収入を没収し、罰金を科す。犯罪を犯した者については、法に従って刑事責任を追及する。

③改正「刑法」

1997年10月、改正「刑法」が施行された。改正「刑法」における児童福祉関連の規定は以下の通りである。まず、14歳未満の女児への性的行為をする者に対して強姦罪として3年以上の懲役と罰金を科すことが規定された。また、情状が深刻な場合は10年以上の懲役、無期懲役または死刑までの重篤な罰を科すこととなった。さらに、子どもへのわいせつな行為に対する罰則などについての規定もなされた。

第236条 暴力、脅迫又はその他の手段で女性を強姦した者は、3年以上10年以下の懲役を科す。
14歳未満の女児を姦淫した者は、強姦罪として厳重に処罰する。
女性や14歳未満の女児を強姦は、次のいずれかの場合があり、10年以上の懲役、無期懲役または死刑を科す。
(一) 女性や14歳未満の女児を強姦する、極めて悪質な者。
(二) 多くの女性、14歳未満の女児を強姦する者。
(三) 公共の場で女性を強姦した者。
(四) 二人以上の輪姦者。
(五) 被害者に重傷、死亡、又はその他の深刻な結果をもたらすもの。
第237条 暴力、脅迫又はその他の方法で女性にわいせつな行為をする、又は女性を侮辱する者は、5年以下の懲役又は拘留を受ける。
大衆を集めたり公共の場で前項の罪を犯した場合は、5年以上の懲役を科す。
児童にわいせつな行為をした場合は、前2項の規定により厳重に処罰する。
第240条 女性、子どもを誘拐した者は、5年以上10年以下の懲役、罰金を科し、次のいずれかの場合には、10年以上の懲役又は無期懲役、罰金又は財産を没収する。情状が特に深刻な場合は、死刑を科し、財産を没収する。
(一) 女性・児童集団の重要な構成員を人身売買する。
(二) 女性、子どもを3人以上人身売買する。
(三) 誘拐した女性に姦淫をする。
(四) 誘拐、人身売買された女性を売春させ、または人身売買された女性を他人に売って売春を強要する。
(五) 売ることを目的として、暴力、脅迫または麻酔を用いて女性や子どもを誘拐したもの。
(六) 売ることを目的として、乳幼児を盗む者。
(七) 人身売買された女性、子ども又はその親族に重傷、死亡又はその他の深刻な結果をもたらすもの。
(八) 女性、子どもを海外に売る。
女性、子どもの人身売買とは、売ることを目的として、誘拐、買収、販売、送迎、あるいは女性、児童を中継する行為の一つである。
第241条 人身売買された女性、子どもを買収した者は、3年以下の懲役、拘留又は管制viiiを受ける。
人身売買された女性を買収し、強制的に性的関係を持った場合は、本法第236条の規定により有罪判決を下す。
人身売買された女性、子どもを買収し、その人身の自由を不法に剥奪、制限したり、傷害、侮辱などの犯罪行為を制限したりする場合は、本法の関連規定に基づいて処罰する。
人身売買された女性、子どもを買収し、第2項、第3項に規定する犯罪行為がある場合は、数罪併罰の規定により処罰する。
人身売買された女性、子どもを買収して再度売った者は、本法第240条の規定により有罪判決を受けて処罰される。
人身売買された女性、子どもを買収し、買われた女性の意思で元の居住地に戻ることを阻害せず、買われた子どもに虐待行為がなく、救出を阻害しないものは、刑事責任を問わないことも可能である。
第242条 国家機関の職員が人身売買された女性や子どもを救うことを暴力、脅迫などによって阻害した者は、本法第277条の規定により有罪処罰される。
集団で、国家機関の職員が女性または子どもを救出することを妨害した場合、妨害に関わった者は、5年以下の懲役又は拘留に処せられ、他の参加者が暴力的または脅迫的な手段を用いた場合は、前項の規定に従って処罰される。
第260条 家族を虐待し、情状が悪い場合は、2年以下の懲役、拘留又は規制を受ける。
前項の罪を犯し、被害者が重傷、死亡した場合は、2年以上7年以下の懲役を科す。

第1項の罪は、告訴がなければ処理しない。
 第261条 高齢者、子ども、病気又はその他の独立した生活能力のない者に対しては、扶養義務を負い、扶養を拒否し、情状が悪い場合は、5年以下の懲役、拘留又は規制を受ける。
 第262条 14歳未満の未成年者を誘拐し、家庭又は保護者から離脱した者は、5年以下の懲役又は拘留を受ける。
 (一) 暴力、脅迫といった手段で障害者又は14歳未満の未成年者に物乞いをさせた者は、3年以下の懲役又は拘留を受け、罰金を科し、情状が深刻な場合は、3年以上7年以下の懲役を科し、罰金を科す。
 (二) 未成年者に集団で窃盗、詐欺、強奪、恐喝等を行わせ、治安維持に違反する行為を行った場合は、3年以下の懲役又は拘留を行い、罰金を科し、情状が深刻な場合は、3年以上7年以下の懲役を科し、罰金を科す。

④「養子縁組法」改正

改正「養子縁組法」は1998年11月4日に公布され、1999年4月1日に施行された。本改正では、第6条、第8条、第15条、第16条、第31条について、内容の改正及び追加がなされた。具体的な内容は以下の通りである。

旧養子縁組法（1992年施行法）	新養子縁組法（1999年施行法）
第6条 養育者は、次の条件を同時に備えなければならない。 (一) 子どもがいない者。 (二) 被扶養者を教育する能力がある者。 (三) 満35歳以上である者。	第6条 養育者は、次の条件を同時に備えなければならない。 (一) 子どもがいない者。 (二) 被扶養者を教育する能力がある者。 (三) 医学的に子どもを養育してはならないと考えられる病気を患っていない者。 (四) 満30歳以上である者。

第6条では、養育者の条件として、「(三) 医学的に子どもの養育に困難が生じうる病気を患っていないこと」が追加された。また、養育者の年齢は1980年施行版の「満35歳以上」という規定から「満30歳以上」に引き下げられた。

第8条 養育者は、ただ1人の子どもを養子にすることしかできない。
 孤児、障害児、あるいは社会福祉機関で育てられた実親を見つけることができない捨て子は、養育者に子どもがいないことや養子縁組できる子どもを1名とする制限を受けないことができる。

第8条においては、孤児、障害児に加え、社会福祉機関で育てられた実親を見つけることができない捨て子についても、養育者には子どもがいないことや養子縁組できる子どもを1名とする制限を受けない対象となった。

第15条 養子縁組は県級以上の人民政府民政部门に登録しなければならない。養子関係は登録の日から成立する。
 実親を見つけることができない捨て子を養子縁組する場合は、登録を行う民政部门は登録前に公告しなければならない。

第15条では、実親を見つけることができない捨て子と養子縁組関係を持つ場合、登録を行う民政部门は登録前に公告しなければならないということが規定された。

1999年施行法では、1980年施行法における第16条が第17条に変更され、新しい第16条が挿入された。1999年施行法における第16条は被扶養者の戸籍登録について規定しており、以下のような条文となった。

第16条 養子縁組関係が成立した後、公安部門は国家の関係規定に従って被扶養者として戸籍登録をしなければならない。

第31条では、改正前の第30条を元に人身売買や乳児の遺棄に対する法的責任について一部修正の上規定された。更に本改正では、実子を売買した場合の法的責任についても規定された。

第31条 養子縁組の名を借りて児童を人身売買する者は、法に基づいて刑事責任を追及する。
乳児を遺棄した者は、公安部門が罰金を科す、犯罪を構成する者は、法に基づいて刑事責任を追及する。
実子を売る者は、公安部門が不法所得を没収し、罰金を科す、犯罪を構成する者は、法に基づいて刑事責任を追及する。

⑤1999年「未成年者犯罪予防法」の成立

「未成年者犯罪予防法」は未成年者の心身の健康を保障し、未成年者の良い品行を育成し、未成年者の犯罪を有効に予防するために、制定された法律である。

第19条 未成年者の父母又はその他の監護人は、16歳未満の未成年者を監護から離脱させて単独で居住させてはならない。
第20条 未成年者の父母又はその他の監護人は、未成年者を放置してはならず、家出をさせ、監護の職責を放棄してはならない。
未成年者が家出した場合は、その父母又はその他の監護人は速やかに捜索し、公安機関に通報しなければならない。
第21条 未成年者の父母が離婚した場合は、離別双方は子どもに対して教育の義務があり、いずれか一方が離別することにより子どもを教育する義務を履行してはならない。
第22条 継父母、養父母は、その養育、教育を受けた未成年の継子、養子に対して、本法に規定する親の未成年子どもに対する犯罪予防の職責を履行しなければならない。
第41条 父母又はその他の監護人に遺棄され、虐待された未成年者は、公安機関、民政部門、共産主義青年団、婦人連合会、未成年者保護組織又は学校、都市住民委員会、農村村民委員会に保護を請求する権利がある。
請求された上記部門も組織も受け入れなければならない、状況に応じて救済措置をとる場合は、まず保護措置を講じなければならない。

法律の第19条では、16歳未満の未成年者を監護から離脱させて単独で居住させることを禁じる内容が規定された。そして、第20条において未成年者の親が未成年者を放任（ネグレクト）することや、後見人としての義務を怠ることを禁じる内容が規定された。

第21条では、未成年者の父母が離婚しても子どもに対する教育の義務は父母双方にあることから、いずれか一方の親のみが子どもを教育する義務を履行してはならないことが規定された。第22条では、継父母、養父母にもこの法律が規定された内容を守らなければならないことが規定された。

第41条では、父母、その他の監護人に遺棄あるいは虐待された未成年者の保護について規定された。

⑥新「婚姻法」改正

2001年4月28日に改正「婚姻法」が公布された。本法では第3条において、家庭内での暴力を禁止するという内容が初めて明記された。また、第43条、第44条、第45条では、家庭内での暴力や虐待、遺棄が発生した場合の救助対策及び法的責任についても規定されており、第46条においては、離婚に至った場合の損害賠償の条件について規定されている。

第3条 家庭内の暴力を禁止し、家族間の虐待や遺棄を禁止する。
第21条 <親と子ども>
赤ちゃんの溺死させること、子どもを捨てること、その他の殺害行為を禁止する。
第27条 <養父母と継子>
養父母と継子の間において、虐待や差別をしてはならない。
第43条 <家庭暴力と虐待>

家庭内暴力・虐待が行われた際は、被害者は請求権を有し、住民委員会、村民委員会及び所属する職場は、これを抑止し、調停するものとする。

家庭内暴力が行われている場合、被害者には請求権があり、住民委員会や村民委員会はこれを抑止し、公安当局はこれに歯止めをかけなければならない。

家族への暴力、虐待が行われ、被害者から請求があった場合、公安当局は、治安管理条例に関する法律の規定に基づき、行政処罰を行う。

第44条 <遺棄>

家族の構成員が遺棄された場合、被害者には請求権があり、住民委員会、村民委員会、所属する職場は抑止して調停する。

家族を遺棄した場合、被害者の請求があれば、人民法院は法律に基づいて、扶養料、養育費、慰謝料の支払いについて判決を下す。

第45条 <家庭暴力・虐待・遺棄 犯罪>

多婚の場合、家庭内暴力や虐待、家族を遺棄した者は犯罪を構成する場合は、法律の定めるところにより刑事責任を負う。被害者は、刑事訴訟法の関連規定に基づき、人民法院に提訴することができ、公安機関は法律に基づき捜査を行い、人民検察院は法律に基づき公訴を提起する。

第46条 <損害賠償>

無実の当事者が、次のような事情があって離婚に至った場合には、損害賠償を請求することができる。

- (1) 重婚の場合
- (2) 配偶者が他の者と同居している場合
- (3) 家庭内暴力
- (4) 家族への虐待や遺棄

⑥2006年 改正「義務教育法」

すでに改正前の義務教育法第16条の第2項においても、教師による生徒への体罰の禁止については規定されていた。

しかし、改正法の第29条では生徒への差別や体罰を禁じる内容に加えて、「学生を平等に扱うべきこと」「学生の個人的な差異に注意を払うべきこと」「学生の能力に応じて指導すべきこと」という教師による生徒への教育や指導にあたっての事項が加筆され、禁止事項のみならず教育を行う上での配慮事項が明記された条文となった。

第29条 教師は、教育および指導において学生を平等に扱い、学生の個人的な差異に注意を払い、学生の能力に応じて指導し、学生の完全な発達を促進しなければならない。教師は、生徒の人格を尊重し、生徒を差別せず、体罰、体罰に準ずる行為、その他生徒の人間としての尊厳を傷つける行為を行わず、生徒の正当な権利利益を侵害してはならない。

2-3 未成年者保護法施行後の時代 第Ⅱ期 (2007年～2012年)

2002年11月、胡錦濤が中国共産党総書記に選ばれた。この時期は世界的な気候変動の影響を受け、2006年夏の中国南部大水害、2008年1月の中国南部および西部の大雪害、さらに2008年5月には四川大震災が発生するなど、経済発展の続伸の一方で中国は自然災害に脅かされ続けた。また、2008年3月のチベット族の暴動など、現代に続く少数民族の独立運動の機運が高まり始めた時代でもあった。

このような時代背景の元、2007年5月24日、「児童福利施設建設『第11次5ヵ年計画』企画」と「児童福利施設建設指導意見（試行）」が公布された。これらは、孤児、障害児の育成環境の改善と児童福祉サービス体制の整備のために制定された。

2011年7月30日、「中国児童発展綱要（2011-2020年）」が公布された。また、同年8月15日には「國務院の浮浪未成年者の救助支援業務を強化・改善することに関する意見」が公布された。

さらに同年12月26日には民政部、教育部、公安部、財政部等8部署によって、「全国で浮浪する子を帰宅させるための専門活動を展開することに関する通達」が公布された。

①2007年 「未成年者保護法」改正

改正「未成年者保護法」は2006年12月29日に公布、2007年6月1日に施行された。本改正では、「留守児童に対する監護の規定」、「未成年者に対する性的暴行の禁止」、「政府や民生部門への救済機関の設置」といった点が変更された。

未成年者に対する性的虐待について明文化されたのはこの法律が最初であった。

第16条 親が仕事などの原因で留守にしており、未成年者の後見人としての役割を担うことができない場合は、親は、後見人としての能力のある他の成年者に後見人としての役割を委託しなければならない。

第16条では、都市部で就労先が見つかった親が子どもを農村部に置いて働きに出るというケースで問題となる、いわゆる「農村留守児童」の監護についての規定した条文である。「農村留守児童」の問題では、子どもが多い親戚や、年老いた祖父や祖母に子どもの監護を委託したために、後見人の役割が不明確になることがあった。本条文では「農村留守児童」の後見について、親が後見人としての役割を担うことができない場合は、後見人としての能力があるものに「委託しなければならない」と規定することにより、「農村留守児童」がネグレクト状態に陥りやすいという問題を低減させるための条文であると考えられる。

第41条 未成年者に対する誘拐・拉致・虐待、又は、未成年者に対する性的暴行（性侵害）は禁止されている。未成年者に強要、誘引、利用して物乞いをさせたり、心身の健康を害するような演技などの活動をさせることを禁ずる。

第41条では、旧法にて規定されていた「未成年者に対する誘拐・拉致・虐待」に加えて、「未成年者に対する性的暴行（性侵害）」も禁止されることとなった。

ちなみに、中国語の「性侵害」とは英語でいうところの「sexual assault」を意味していると考えられる。そのため本稿では、これを「性的暴力」と訳すこととしたい。

「未成年者に対する誘拐・拉致・虐待」に加えてこの規定が付記されたということは、日本における「児童虐待の定義」とは異なり「未成年者に対する虐待」の概念の中に「性的虐待」は入っていないと理解することが可能である。

第43条 県レベル以上の人民政府とその民政部門は、必要に応じて救護所を設置し、浮浪者や物乞いなど家庭のない未成年者を支援し、一時的な後見人としての責任を負わなければならない。未成年者の救済機関、児童福祉施設及びその職員は、法律に基づきその職務を遂行し、未成年者を虐待したり、差別したりしてはならず、また、未成年者を引き取って育てる過程で利益を得てはならない。

第43条においては、公的なセクターは救済機関を設置して、浮浪児や行き場がない子どもを支援し、一時的な後見人としての責任を負うことが規定された。更に、救済機関の職員による子どもへの虐待

表3 第Ⅱ期に施行された児童虐待関連法（2007年～2012年）

2007年	未成年者保護法の改正 本改正では、「留守児童に対する監護」、「未成年者に対する性的暴行の禁止」、「政府や民生部門への救済機関の設置」といった点が変更された。未成年者に対する性的虐待について明文化されたのは本法律が最初であった。
2012年	未成年者犯罪予防法の改正 本改正によって、未成年者犯罪予防法第45条が「被告が裁判の時点で18歳未満である刑事事件については、裁判は公開されない」と変更され、未成年者の権利擁護が強化されることとなった。

や差別を禁じることについても規定された。

②2012年「未成年者犯罪予防法」改正

改正「未成年者犯罪予防法」が2012年10月26日に公布され、施行された。本改正以前は、14歳以上16歳未満の裁判は非公開となっており、16歳以上18歳未満の子どもの裁判は原則非公開ではあるものの一部公開されていた。しかし本改正によって、未成年者犯罪予防法第45条が「被告が裁判の時点で18歳未満である刑事事件については、裁判は公開されない」と変更され、未成年者の権利擁護が強化されることとなった。

2-4 未成年者保護法施行後の時代 第三期 (2013年～2020年)

2012年11月、習近平が中国共産党総書記、中央軍事委員会主席に選ばれた。習近平は「腐敗の一掃」を掲げて政敵を失脚させ、権力の集中を達成してきた。内政面ではさらなる経済発展を目指した。また外交面では対米路線を引きながら、少数民族の独立運動の弾圧や、軍隊を強化してベトナム・日本などに対する領海権の主張する軍事行動を起こすなど、国際社会におけるプレゼンスを強化しつつ現代に至っている。

このような時代背景の元、2013年に「中華人民共和国未成年者保護法」が改正され、同年10月23日には、「未成年者に性的虐待をする犯罪を法に則って懲戒することに関する意見」が公布・施行された。また2015年には「刑法」が改正され、翌2016年には「中華人民共和国反家庭暴力法」が施行される等、本論文のテーマに関連する法整備が連続した時期であった。

本節では時系列に沿いながら、上記の法改正について概説を行うこととしたい。

①2013年「未成年者保護法」の再改正

2012年、「未成年者保護法」が再改正され、2013年1月1日から施行された。

今回の改正では、第56条において、未成年が刑事被疑者・被告人としての取調べ・裁判を受ける場合や証人・被害者として取調べを受ける場合に行う通知について規定された。

表4 第三期 (2013年～2020年) に施行された児童虐待関連法

2013年	未成年者保護法の改正 第56条 未成年の刑事被疑者・被告人の取調べ・裁判、未成年の証人・被害者の取調べにおいては、刑事訴訟法の規定に基づき、その法定代理人等にその存在を通知する。
2015年	刑法の改正 子どもの保護に関する内容を含む第237条、第241条、第260条について、内容が一部変更及び追加された。
2015年	反家庭暴力法の制定・施行 第2条では「家庭暴力」を「家庭の構成員の間における殴打、縛り上げ、傷害及び身体の自由の制限並びに日常的な罵倒、脅迫等の方法によって行われる身体及び精神を侵害する行為」と規定し、第3条では「家庭の構成員の間においては、互いに助け合い、互いを大切に、仲睦まじく暮らし、家庭の義務を履行しなければならない」と暴力の無い家庭を営むべきであることを規定した。さらに、家庭暴力に反対することを国・社会・各家庭の共同の責任と位置づけ、国はいかなる形の家家庭暴力も禁止することを明示した。

しかし、今回の改正では、特に児童虐待に関する改正はされなかった。

未成年者保護法（2007年）	未成年者保護法（2013年）
<p>第56条 公安機関および人民検察院は、未成年の犯罪被疑者への尋問、未成年の証人および被害者への事情聴取の際には、監護人に立ち会ってもらうよう通知する。 未成年者が性的暴行を受けた刑事事件を扱う公安機関、人民検察院、人民裁判所は、被害者の名誉を守らなければならない。</p>	<p>第56条 未成年の刑事被疑者・被告人の取調べ・裁判、未成年の証人・被害者の取調べにおいては、刑事訴訟法の規定に基づき、その法定代理人等にその存在を通知する。 未成年者が性的暴行を受けた刑事事件を扱う公安機関、人民検察院、人民裁判所は、被害者の名誉を守らなければならない。</p>

②2015年「刑法」の改正

2015年8月29日に「刑法」が改正され、子どもの保護に関する内容を含む第237条、第241条、第260条について内容が一部変更及び追加された。

第237条では、女性や児童に限らず、他人にわいせつな行為や侮辱した場合が罰則の対象として規定された。ここから保護の対象が拡充されたと評価できる。

第241条では、人身売買をした場合について、1979年の時点では「虐待がなく、救出の際の妨害行為がない場合」は刑事責任を問わないことを可能としていた。しかし、2015年改正法では、「罰則の緩和・軽減が可能」とする内容に変更され、原則として罰則を科される形に変化した。

第260条では、「被害者が話すことができない場合や、強制や脅迫のために話すことができない場合は除く」という文言が追加された。また、更に未成年者、高齢者、病人、障害者等の監護、介護を担う中で、未成年者、高齢者、病人、障害者を虐待した場合の罰則やその際に所属していた職場に科される罰則について新たに規定された。例えば、児童福祉施設において施設内虐待が行われた場合には、虐待を行った本人だけでなく、その施設と施設の責任者や上司なども罰則を受けることとなった。

2015年の改正法では、1979年法の第360条第2項（幼女買春罪）を削除した。同条に規定されていた14歳未満の女子を買春したときは、第236条（強姦罪）第2項により重く処罰されることとなった。

刑法（1979年）	刑法（2015年）
<p>第237条 暴力、脅迫又はその他の方法により、女性にわいせつな行為をする、又は女性を侮辱する者は、5年以下の懲役又は拘留を受ける。 大衆を集めたり公共の場で前項の罪を犯した場合は、5年以上の懲役を科す。 児童にわいせつな行為をした場合は、前2項の規定により嚴重に処罰する。</p> <p>第241条 人身売買された女性、子どもを買収し、買われた女性の意思で元の居住地に戻ることを阻害せず、買われた子どもに虐待行為がなく、救出を阻害しないものは、刑事責任を問わないことも可能である。</p> <p>第260条 家族を虐待し、情状が悪い場合は、2年以下の懲役、拘留又は規制を受ける。 前項の罪を犯し、被害者が重傷、死亡した場合は、2年以上7年以下の懲役を科す。 第1項の罪は、告訴がなければ処理しない。</p>	<p>第237条 暴力、脅迫又はその他の方法により、他人や女性にわいせつな行為をする、又は他人や女性を侮辱する者は、5年以下の懲役又は拘留を受ける。 大衆を集めたり公共の場で前項の罪を犯したり、又はその他の悪質な情状がある場合は、5年以上の懲役を科す。 児童にわいせつな行為をした場合は、前2項の規定により嚴重に処罰する。</p> <p>第241条 人身売買された女性、子どもを買収し、買われた女性の意思で元の居住地に戻ることを阻害せず、買われた子どもに虐待行為がなく、救出を阻害しないものは、罰則の緩和・軽減が可能である。</p> <p>第260条 家族を虐待し、情状が悪い場合は、2年以下の懲役、拘留又は規制を受ける。 前項の罪を犯し、被害者が重傷、死亡した場合は、2年以上7年以下の懲役を科す。 第1項の罪は、告訴がなければ処理しない。しかし、被害者が話すことができない場合や、強制や脅迫のために話すことができない場合は除く。</p>

<p>第320条の第2項 14歳未満の女子を買春した者は、5年以上の懲役を科し、罰金を科す。</p>	<p>第260条の1 未成年者、高齢者、病人、障害者等の監護介護を担当し、未成年者、高齢者、病人、障害者を虐待した者は、3年以下の有期懲役又は拘留に処する。 勤務する職場が前項の罪を犯した場合、その職場は罰金刑に処し、その直接の責任者である上司およびその他の直接の責任者は、前項の規定に基づいて処罰される。 第1項の行為が行われ、かつ、他の犯罪を構成する場合には、より重い刑罰の規定に従って有罪として、処罰される。</p> <p>第320条の第2項 削除。</p> <p>第236条（強姦罪）第2項により重く処罰される。</p>
--	--

③ 「反家庭暴力法」の制定・施行

「反家庭暴力法」は2015年12月27日に制定され、2016年3月1日から施行された。本法は、「総則」「家庭暴力の予防」「家庭暴力の処理」「人身安全保護令」「法的責任」「附則」の全6章で構成されている。（岡村 2016：91頁）^{ix}

この法律は、家庭内暴力の定義や家庭内暴力の禁止について規定している。家庭暴力は第2条にある通り、「家庭の構成員の間で殴打、縛り上げ、傷害、身体の自由の制限、日常的な罵倒や脅迫等の方法により、身体及び精神を侵害する行為」と定義され、身体的暴力だけでなく、精神的暴力も家庭暴力に含まれることが明文化された。

<p>第1条 家庭暴力を予防し、阻止し、家庭の構成員の合法的権利利益を保護し、平等、円満かつ礼儀正しい家庭の関係を維持し、家庭の調和及び社会の安定を促進するため、この法律を制定する。</p> <p>第2条 この法律において家庭暴力とは、家庭の構成員の間における殴打、縛り上げ、傷害及び身体の自由の制限並びに日常的な罵倒、脅迫等の方法によって行われる身体及び精神を侵害する行為をいう。</p> <p>第3条 家庭の構成員の間においては、互いに助け合い、互いを大切にし、仲睦まじく暮らし、家庭の義務を履行しなければならない。</p> <p>家庭暴力に反対することは、国、社会及び各家庭の共同の責任である。 国は、いかなる形の家庭暴力も禁止する。</p>
--

第3章の第13条から第22条では、家庭暴力が発生した場合の関係機関における動きや家庭暴力に対応する際の留意点が具体的に規定された。また、第13条では、家庭暴力が発生したら、その被害者が訴え、相談又は保護申請を受けられる機関について規定されている。また、組織及び個人は、家庭暴力の行為が進行中であることを知ったとき、速やかにそれを制止する権利を有するという規定もなされた。さらに第14条では、民事行為能力がなく、又はその能力が制限された者が家庭暴力を受け、また家庭暴力を受けている疑いがあれば、学校や幼稚園などの機関の通報義務について規定されている。そして、公安機関は通報者に係る情報の秘密を守らなければならないということも規定されている。

第15条では、家庭暴力に関する通報があった際に、公安機関の対応や動きについて詳しく規定された。また、第16条では、家庭暴力の情状が比較的軽い場合は、公安機関による家庭暴力の加害者に対する教育の実施と警告書の内容に関する規定がなされた。さらに第17条において、警告書に基づいた家庭暴力の加害者と被害者に対する地域における対応について、住民委員会、村民委員会及び公安派出所は加害者及び被害者を訪問し、加害者が再び家庭暴力を行わないよう監督するということが規定された。

第18条では、県級又は区設市級の人民政府は、単独で、または保護管理機構の委託により臨時庇護

施設を設立することができるという規定がなされた。また第19条では、法律援助機構や人民法院による家庭暴力の被害者に対する法的援助や経済的な援助に関する規定がされた。さらに第20条では、人民法院は公安機関の出動記録、警告書、傷害状況判定意見等の証拠に基づき家庭暴力の認定を行うということが規定された。

第21条では、後見人による家庭暴力があった際の資格の取り消しや、後見人の再選定について規定された。また第22条では、婦女連合会や住民委員会など、家庭暴力の加害者に対する法治教育や必要に応じたカウンセリングの実施することができるという規定がなされた。

第13条	家庭暴力の被害者並びにその法定代理人及び近親者は、加害者又は被害者の所属機関、住民委員会、村民委員会、婦女連合会等の機関に対し、訴え、相談又は保護申請を行うことができる。関係機関は、家庭暴力の訴え、相談又は保護申請を受けたときは、それに対する支援及び処理を行わなければならない。家庭暴力の被害者並びにその法定代理人及び近親者は、公安機関に通報し、又は法に従って人民法院に訴訟を提起することができる。組織及び個人は、家庭暴力の行為が進行中であることを知ったとき、速やかにそれを制止する権利を有する。
第14条	学校、幼稚園、医療機関、住民委員会、村民委員会、社会事業サービス機構、保護管理機構x及び福祉機構並びにその職員は、民事行為能力がなく、又はその能力が制限された者xiが家庭暴力を受け、又は受けている疑いがあることを職務遂行中に知ったときは、速やかに公安機関に通報しなければならない。公安機関は、通報者に係る情報の秘密を守らなければならない。
第15条	公安機関は、家庭暴力の通報を受けた後、速やかに警官を出動させ、家庭暴力を阻止し、関係規定に基づいて調査及び証拠採取を行い、被害者の診療及び傷害状況の判定について援助を行わなければならない。民事行為能力がなく、又はその能力が制限された者が家庭暴力により身体に深刻な障害を負い、身体の安全の脅威に直面し、又は世話をする者がいない等の危険な状態にあるときは、公安機関は、民政部门に通知し、かつ民政部门と協力して当該被害者を臨時庇護施設、保護管理機構又は福祉機構に収容しなければならない。
第16条	家庭暴力の情状が比較的軽く、法に従い治安管理処罰xiiを行わないときは、公安機関が当該加害者に対し批判と教育を行い、又は警告書を発出する。警告書は、加害者の身分情報、家庭暴力の事実説明、加害者に対する家庭暴力の禁止等の内容を含むものでなければならない。
第17条	公安機関は、警告書を加害者及び被害者に送付し、かつ住民委員会及び村民委員会に通知しなければならない。住民委員会、村民委員会及び公安派出所は、警告書を受領した加害者及び被害者を訪問し、加害者が再び家庭暴力を行わないよう監督しなければならない。
第18条	県級又は区設市xiii級の人民政府は、単独で、又は保護管理機構の委託により臨時庇護施設を設立し、家庭暴力の被害者に対し臨時の生活援助を提供することができる。
第19条	法律援助機構xivは、法に従い家庭暴力の被害者に法律援助を提供しなければならない。人民法院は、法に従い家庭暴力被害者に対し訴訟費用の支払いの延期又は減免を行わなければならない。
第20条	人民法院が家庭暴力に関係する事件を審理するときは、公安機関の出動記録、警告書、傷害状況判定意見等の証拠に基づき、家庭暴力の事実認定を行うことができる。
第21条	後見人による家庭暴力が被後見人の合法的権利利益を著しく侵害したときは、人民法院は、被後見人の近親者、住民委員会、村民委員会、県級人民政府民政部门等の関係者又は関係機関の申請に基づき、法に従いその後見人資格を取り消し、他の後見人を指定することができる。後見人資格を取り消された加害者は、扶養及び養育のための相応の費用を引き続き負担しなければならない。
第22条	労働組合、共産主義青年団、婦女連合会、障害者連合会、住民委員会、村民委員会等は、家庭暴力の加害者に対し法治に関する教育を行い、必要な場合、加害者及び被害者に対し心理カウンセリングを行うことができる。

2-5 未成年者保護法施行後の時代 第Ⅳ期 (2021年～現在)

2021年1月1日からの「民法典」の施行、同じく2021年の「未成年者犯罪予防法」「未成年者保護法」の改正という法整備がなされた。

表5 第Ⅳ期(2021年～現在)に施行された児童虐待関連法

2021年	「民法典」の施行 監護者は子どもの心身の健康を守り、子どもの意見を尊重することや、養子縁組の見直しなどについて規定された。
2021年	未成年者保護法の改正 「未成年者保護に関する政府の責務の明確化」「留守児童に対する監護・支援体制の強化」「保護が必要な子どもの報告義務の強化」「性的虐待対応に関する、学校による責務の明確化」などについて改正された。
2021年	未成年者犯罪予防法の改正

①2021年 「民法典」の施行

2021年1月1日から「民法典」が施行された。これは、日本の民法改正に当たる大きな改正である。本法律においては、監護者が子どもの心身の健康を守り、子どもの意見を尊重すること、養子縁組の見直しなどについて規定された。

また民法典の施行によって、「婚姻法」、「相続法」、「民法通則」、「養子縁組法」、「担保法」、「合同法」、「物権法」、「侵権責任法」、「民法総則」が廃止され、内容を整理したうえで民法典に集約されることとなった。

廃止となった法律で子どもに関わる内容の条文を含む法律の1つである「養子縁組法」は、民法典において養育者の条件について、子どもの人数や養育者の犯罪歴について以下のように修正の上、規定された。

その他の法律については大きな改正や補完はないまま民法典として再度規定された。

養子縁組法(1999年)	民法典(2021年)
第6条 養育者は、次の条件を同時に備えなければならない。 (一) 子どもがいない者。 (二) 被扶養者を教育する能力がある者。 (三) 医学的に子どもを養育してはならないと考えられる病気を患っていない者。 (四) 満三十歳以上である者。	第1798条 養育者は、次の条件を同時に備えなければならない。 (一) 子どもがいない者また子どもが一人しかいない者。 (二) 被扶養者を教育する能力がある者。 (三) 医学的に子どもを養育してはならないと考えられる病気を患っていない者。 (四) 被扶養者の健全な成長に不利な違法犯罪記録がない者。 (五) 満三十歳以上である者。

②2021年 「未成年者保護法」改正

2021年6月1日には未成年者保護法が改正され、「未成年者保護に関する政府の責務の明確化」「留守児童に対する監護・支援体制の強化」「保護が必要な子どもの報告義務の強化」「性的虐待対応に関する、学校による責務の明確化」などについて改正されることとなった。

まず、第11条では、すべての人に対する、保護が必要な子どもについての報告義務の強化が初めて法律として明文化された。

第11条 いかなる組織又は個人が未成年者の心身の健康に不利であることを発見した場合、又は未成年者の合法的権益を侵害する場合は、制止又は公安、民政、教育等の関係部門に検挙、告訴する権利がある。 国家機関、住民委員会、村民委員会、未成年者に密接に接触している部門とその職員は、勤務中に未成年者の心身健康が侵害され、侵害の疑いがあること、あるいは他の危険な状況に直面していることを発見した場合、直ちに公安、民政、教育等の関係部門に報告しなければならない。

関係部門は未成年者に関する検挙、告訴或いは報告を受け、法に基づいて適時に受理、処分し、適切な方法で処理結果を関係部門と人員に通知しなければならない。

第13条において、国が、未成年者の健康・教育などに関する統計や調査の実施及び発表に関する規定がなされた。

第13条 国家は健全な未成年者統計調査制度を構築し、未成年者の健康、教育等の状況の統計、調査と分析を展開し、未成年者保護に関する情報を発表する。

第15条では、家庭内の全ての構成員が子どもの子育てを学び、保護に協力すべきであることが明記された。

第15条 未成年者の両親又はその他の保護者は、家庭教育知識を学習し、家庭教育指導を受け、良好、親睦、文明的な家庭環境を創出しなければならない。
共同生活の他の成人家族は、未成年者の両親または他の保護者の養育、教育、未成年者の保護に協力しなければならない。

第22、23、29条においては、留守児童に対する監護・支援体制の強化がなされた。また、第22条では、子どもを留守児童として他の人に託す場合は、託された人の品質や家庭の状況を考慮するべきであるとする、被委託人の資格について規定された。

第23条では、留守児童の通う学校や幼稚園の通知、及び情報共有の強化が規定された。また、第29条では、学校は政府の関係部門と協力し、留守児童状態や苦境の未成年学生に関する情報ファイルを作成し、支援すべきことが規定された。

第22条 未成年者の親又はその他の保護者は、出稼ぎ労働者等の理由により一定期間内に後見の職責を完全に履行することができない者は、後見能力を有し、完全民事行為能力を有する者に後見を委託しなければならない。正当な理由がない場合は、他人に代わって後見を委託してはならない。

未成年者の親やその他の保護者が依頼者を特定する際には、道徳的品質、家庭状況、心身健康状況、未成年者との生活感情的なつながりなどを総合的に考慮し、意思表示能力のある未成年者の意見を聞くべきである。

次のいずれかの場合を有する者は、被依頼者としてはならない。

- (一) 性侵害、虐待、遺棄、人身売買、暴力傷害などの違法犯罪行為を実施した者。
- (二) 麻薬、飲酒、ギャンブルなどの悪習がある者。
- (三) 後見の職責の履行を拒否したか、又は長期的に怠慢していた者。
- (四) その他被依頼者に該当しない者。

第23条 未成年者の親又はその他の保護者は、未成年者の所在学校、幼稚園及び居住地の住民委員会、村民委員会に速やかに依頼状況を書面で通知し、未成年者のいる学校、幼稚園とのコミュニケーションを強化しなければならない。

未成年者、被依頼者と少なくとも週に1回の連絡や交流を行い、未成年者の生活、学習、心理などを理解し、未成年者に家族愛を与える。

未成年者の親又はその他の保護者は、依頼人、住民委員会、村民委員会、学校、幼稚園などの未成年者の心理・行動異常に関する通知を受けた後、速やかに介入措置を講じなければならない。

第29条 学校は、未成年の学生と関わり、愛護しなければならない。家庭、身体、心理、学習能力等の状況により学生を差別してはならない。

家庭状況の困難、心身に障害のある学生には、思いやりのある対応を行うべきであり、行動の異常や学習に困難がある学生に対しては、辛抱強く援助しなければならない。

学校は政府の関係部門に協力し、留守児童状態の未成年学生や、苦境に置かれた未成年学生の情報ファイルを作成し、適切な支援を展開しなければならない。

第40条および第41条では、未成年者の性侵害及びセクシャルハラスメントの事件に関して、学校、幼稚園は隠蔽してはならず、直ちに公安機関、教育行政部門に報告し、関連部門と協力して法に基づいて処理するべきであることが明文化された。

第40条 学校、幼稚園は予防的侵害、セクシャルハラスメント未成年者就労制度を確立しなければならない。
性侵害、セクシャルハラスメントなどの違法犯罪行為に対して、学校、幼稚園は隠蔽してはならず、直ちに公安機関、教育行政部門に報告し、関連部門に協力して法に基づいて処理しなければならない。
学校、幼稚園は未成年者に対してその年齢に適した性教育を行い、未成年者の防犯性侵害、セクシャルハラスメントに対する自己保護意識と能力を高めるべきである。性侵害、セクハラを受けた未成年者に対しては、学校、幼稚園は適時関連する保護措置を取らなければならない。
第41条 乳幼児介護サービス機構、早期教育サービス機関、学外訓練機関、学外預かり機関などは、本章の関連規定を参照し、異なる年齢、発達段階の未成年者の成長の特徴と規則に基づいて、未成年者の保護を適切に行うべきである。

また、第62条では、未成年者の職場に接触して職員を募集する場合、応募者が性侵害や虐待などの犯罪歴を持っているかどうかを照会し、持っていた場合には採用しないことと後から犯罪歴が判明した場合の解任について規定された。

第62条 未成年者への接触を伴う職場において職員を募集する場合は、応募者が性侵害、虐待、人身売買、暴力傷害等の違法犯罪記録を有しているか否かを公安機関、人民検察院に照会しなければならない。上記行為歴を有していることを発見した者は、採用してはならない。
未成年者に接触する際は、毎年定期的に職員が上記の犯罪歴があるかどうかを調べなければならない。照会あるいはその他の方法でその従業員が上記の行為歴を持っていることを発見した場合は、直ちに解任しなければならない。

③2021年6月「未成年者犯罪予防法」改正

2021年、「未成年者犯罪予防法」が再改正され、6月1日から施行された。

本改正により、法律の条文は全57条から全68条に増加した。児童虐待に関連する内容は第16条において規定された。

第16条 父母あるいは未成年者の監護人は、未成年者の犯罪防止教育に直接的な責任を負い、法律に基づき監護人としての責任を遂行し、良好な家庭倫理を確立し、未成年者の善良な行為を育成せねばならない。未成年者の心理又は行動に異常を発見した際は速やかにその状況を把握し、教育、指導及び勧告を行い、監護人としての責任の遂行を拒む、又は怠ってはならない。

ここでは、未成年者による犯罪を予防するために、親や監護人が良好な家庭を構築し、未成年者の育成を行うことや、未成年者の心理面や行動面に異変があった場合の状況把握や指導の実施といった監護人としての責任を遂行することの必要性について規定された。

3 考察：中国における児童虐待防止および事後対応法制の特徴・現状・課題

3-1 中国における児童虐待防止および事後対応法制の特徴と現状

未成年者保護法施行前の時代（1950～1991年）には、1950年に成立した「婚姻法」を皮切りに1986年に「民法通則」と児童虐待に関連する内容が包含された法律が相次いで成立した。

法律の具体的内容としては、「婚姻法」では親と子どもの双方が虐待や養育放棄を行うことを禁止し、嬰兒を殺害することを犯罪と位置づけて、禁止した。「民法通則」では、未成年者の監護人を未成年者の両親とし、両親が亡くなった場合や、親に後見人としての能力がない場合の未成年者の監護人の決定について規定がされた。これらの法律により、未成年者保護法施行以前の段階における中国の児童虐待対応の土壌が形成されたが、一方で多くは「禁止条項」の列挙に終始しており、支援の方向性は無かったと言える。

第Ⅰ期（1992年～2006年）には、1992年に「未成年者保護法」、「養子縁組法」が施行され、「刑法」「養子縁組法」「婚姻法」等の児童虐待に関連する様々な法律が改正された。更に1999年には、新たに「未成年者犯罪予防法」が成立した。

特に1992年に施行された「未成年者保護法」は未成年者の保護をテーマとした法律となっており、家庭保護、学校保護、社会保護、司法保護における義務や責任について明文化された。また、子どもに対する虐待や遺棄、差別の禁止が明確に規定されて、障がい児や留守児童なども含んだ未成年者全体を保護するための規定がなされた。さらに、同年に施行された「養子縁組法」では養子縁組の原則や条件、法的責任等が規定された。

1999年の改正「養子縁組法」では、養育者の条件や法的責任に関する部分が改正された。また、同じく1999年に成立した「未成年者犯罪予防法」は、1990年代における中国の青少年犯罪や非行の増加

表5 中国における児童虐待対応法制の変遷

施行前の時期	「未成年者保護法」施行前の時代（1950～1991）
	婚姻法（1950） 親と子どもの双方が虐待や養育放棄を行うことを禁止し、嬰兒を殺害することを犯罪と位置づけ、禁じた。
	未成年者犯罪予防法の改正
	民法通則（1986） 未成年者の監護人を未成年者の両親とし、両親が亡くなった場合や、親に後見人としての能力がない場合の未成年者の監護人の決定について規定がされた。
Ⅰ期	「未成年者保護法」施行後の時代（1992～2006）
	未成年者保護法（1992） 未成年者の家庭保護、学校保護、社会保護、司法保護における義務や責任について明文化された。
	養子縁組法（1992） 養子縁組の原則や条件、法的責任等について規定された。
	改正養子縁組法（1999）
	未成年者犯罪予防法（1999） 親が未成年者を放任することや、後見人としての義務を怠ることを禁じるといった内容が規定された。
	改正婚姻法（2001）
Ⅱ期	「未成年者保護法」施行後の時代（2007～2012）
	改正未成年者保護法（2007） 「留守児童に対する監護」「未成年者に対する性的暴行の禁止」「政府や民生部門への救済機関の設置」といった点が改正、追記された。 未成年者に対する性的虐待については、この改正「中華人民共和国未成年者保護法」において初めて法律上で明文化された。
	改正未成年者犯罪予防法（2012）
Ⅲ期	「未成年者保護法」施行後の時代（2013～2020）
	改正刑法（2015）
	反家庭暴力法（2015） 家庭内暴力の定義、家庭暴力が発生した場合の関係機関における動きや家庭暴力に対応する際の留意点が具体的に規定された。

IV期	「未成年者保護法」施行後の時代 (2021～現在)
	民法典 (2021)
	改正未成年者保護法 (2021)
	未成年者の人格の尊重と、プライバシーを保護する原則のほか、県級以上の人民政府に対し、未成年者保護業務の調整機構の構築を義務付け、国としては未成年者統計調査制度を構築、整備する等の条文が新たに追加された。
	改正未成年者犯罪予防法 (2021)

を背景として、親による未成年者の放任や後見人としての義務を怠ることを禁じた。

1954年に成立した憲法の第46条では青少年は「保護の対象」とされていたが、具体的な未成年者保護の方針が打ち出されたのは「未成年者保護法」の成立からであった。この「未成年者保護法」の成立を発端とする第I期には、それ以前に成立した様々な法律の改正も進められた。また、第I期の終盤には未成年者による犯罪を予防するための法整備も進んだ。

第II期(2007～2012年)においては、2007年に改正「未成年者保護法」が施行され、「留守児童に対する監護」「未成年者に対する性的暴行の禁止」「政府や民生部門への救済機関の設置」といった点が改正、追記された。未成年者に対する性的虐待の規定は、本改正法において初めて明文化された。

さらに、2012年には「未成年者犯罪予防法」が改正された。未成年の加害者による事件の裁判は従来、14歳以上16歳未満の裁判は非公開とされ、16歳以上18歳未満の子どもの裁判は原則非公開ではありながら一部公開されていたが、本改正により裁判の時点で18歳未満の場合は非公開となった。また、未成年に対する取り調べや裁判を行う際の法定代理人等の存在の通知についても規定された。

第II期には、第1次「未成年者保護法」における問題点であった、留守児童問題、未成年者に対する性的暴行の問題、具体的な対応機関の設置などに関する対応が法律上では実施された。また、未成年者犯罪予防法では裁判の非公開化が進められた。これらから第II期は、未成年者の権利を保護する動きがさらに強化された時期と捉えることができる。

第III期(2013～2020年)には、「未成年者保護法」および「刑法」が改正された。改正「未成年者保護法」では児童虐待に関する改正は無かったが、未成年が刑事被疑者・被告人となった際の対応について改善がなされた。また「反家庭暴力法」が成立し、家庭内暴力の定義、家庭暴力が発生した場合の関係機関における動きや家庭暴力に対応する際の留意点が具体的に規定された。「反家庭内暴力」という視点の導入により、子どものみならず家庭全体が対象とされ、国家による私的領域への積極的な介入が求められた点が本法の重要な意義であると考えられる。

第IV期(2021年～現在)には、「未成年者保護法」、「未成年者犯罪予防法」が改正され、新法として「民法典」が成立した。改正「未成年者保護法」では、未成年者の人格尊重、プライバシー保護の原則の他、県級以上の人民政府に対し未成年者保護業務の調整機構の構築を義務付けた。また、国としては未成年者統計調査制度を構築、整備する等の条文が新たに追加された。本改正により、「未成年者保護」という視点のみならず、「未成年者の権利擁護」という視点が導入された。

今後は、地域の自治体の未成年者保護条例によって定められてきた未成年者保護機関の整備が国全体の動きとして進行していくことが期待される。しかし、未成年者保護の実施体制に向けた具体的な

整備のあり方は依然として不明確であることから、今後の課題となることが考えられる。

「民法典」は日本の民法に相当する法律であるが、これまで「民法通則」や「養子縁組法」を始めとした9つの法律に分散していた内容を整理、集約した法律である。関連法の整理と集約にあたっては、法律の一部修正はなされたが、大きな改正や補完は行われなかった。

第Ⅲ期および第Ⅳ期は、家庭内暴力の社会問題化が進展し、具体的な対応に向けた法整備や、未成年者保護に向けた国としてのシステム整備の動きが見られた時期であると捉えることができる。

3-2 中国における児童虐待防止および事後対応法制の課題

中国における児童虐待に関する法制度の課題としては大きく分けて次の2点が挙げられる。

1点目は、児童虐待に関する法律が統一されていないことである。近年は整理が進んでいるが、中国の法律における児童虐待に関する規定は依然として「未成年者保護法」「民法通則」「婚姻法」といった様々な法律の中に散在している。このため、散在した内容を整理し、児童虐待に特化した法律を整備することが必要であると考えられる。

2点目としては、様々な法律の中で児童虐待の禁止が規定されている一方で、児童虐待が発生した際の対応の手順や、対応や支援を行う機関の詳細が明確に規定されていない法律がほとんどであり、対応が自治体によって異なる状況となっている点が挙げられる。国が具体的な指針を示し、自治体レベルでの対応状況の差異を低減していくことが、今後の中国の児童虐待対応の課題であると考えられる。

4 本研究の評価と今後の課題

本論文では「未成年者保護法」に着目し、法の成立および改正時期に基づき、未成年者保護法施行前の時代（1950年～1991年）と、未成年者保護法施行後の時代を改正時期に基づき第Ⅰ期（1992年～2006年）、第Ⅱ期（2007年～2012年）、第Ⅲ期（2013年～2020年）、第Ⅳ期（2021年～現在）の4つの時代に区分し、各時代の児童虐待対応の概要を整理した。

法施行前の時代は様々な法律中に児童虐待対応が散見され始めた時期、第Ⅰ期は児童虐待に関連する内容を含む法整備の基礎となった時期、第Ⅱ期は未成年者保護法が施行されると共に第Ⅰ期に成立した法律の改正が進行した時期、第Ⅲ期は家庭内暴力に対する具体的な対応や未成年者保護のシステム整備に向けた動きが見られた時期、第Ⅳ期は未成年者保護法及び未成年者犯罪予防法が大幅に改正され、未成年者の権利を守る動きが見られた時期、本論文では各時期の特徴を析出し、多数の法律中に分散している中国の児童虐待関連法制の整備過程を可視化することができた。

5 執筆者の役割分担

本論文は黄倩が執筆中の2021年度東洋大学大学院ライフデザイン学研究科修士論文「日本と中国における児童虐待対応に関する公的支援の現状と課題」（仮題）の一部が元になっている。本論文の第一著者は黄倩である。修士論文の主指導教員である鈴木崇之は責任著者兼最終著者として、執筆内容

に関する指導および草稿に対する修正指導を行った。また、第二著者の武田莉央は2021年度東洋大学大学院ライフデザイン学研究科チューターとして、黄倩の研究活動を支援し、本論文の執筆にあたって論文構成や論理的な論旨展開のための加筆修正部分の指示、日本語の文章の構成などを担当した。

引用・参考文献

- 龐博「中国社会主义市場経済期における子ども支援の現状と課題」(2016年度東洋大学福祉社会デザイン研究科修士論文), 2017.
- 北川佳世子・周舟『『中華人民共和国刑法改正法九』について』早稲田大学比較法研究所編『比較法学』No.49, Vol.3: 119-138頁, 2016.
- 株式会社エアクレーレン「中華人民共和国における身分関係法制調査研究」(<http://www.moj.go.jp/content/001242620.pdf>), 2015.
- 寧思嘉 上海師範大学修士論文「我国受家庭成員虐待兒童的權利救濟機制研究」(中国における家族からの児童虐待の権利救済メカニズムに関する研究), 2020. (<https://cdmd.cnki.com.cn/Article/CDMD-10270-1020808220.htm>)
- 岡村志嘉子「中国の反家庭暴力法」国立国会図書館調査及び立法考査局編『外国の立法』No.269: 84-96頁, 2016.
- 張秀芹・岳宗福「民国時期兒童福利立法論述」『社会福利: 理論版』2013年第10期: 51-54頁, 2013.
- 辻本衣佐「中華人民共和国の青少年保護制度」明治大学大学院編『明治大学大学院紀要 法学編』No.31: 203-218頁, 1994. (https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace/bitstream/10291/7661/1/daigakuinkyohou_31_203.pdf)
- 錢偉榮「中華人民共和国養子縁組法(仮訳)」高岡法科大学編『高岡法科大学紀要』No.23: 115-123頁, 2012.
- 沈潔「中国児童福祉の現状」浦和大学総合福祉学部編『総合福祉』No.4: 31-41頁, 2007.
- 湯野基生「【中国】未成年者保護法及び未成年者犯罪予防法の改正」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』No.288-1: 26-29頁, 2021.

引用した法律と引用元URL

- 中華人民共和国婚姻法(1950) http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=43205 閲覧日: 2021年12月6日
- 中華人民共和国婚姻法(1980) http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=44312 閲覧日: 2021年12月6日
- 中華人民共和国民法通則(1986) <http://www.law168.com.cn/doc/view?id=152883> 閲覧日: 2021年12月6日
- 中華人民共和国義務教育法(1986) https://www.edu.cn/edu/zheng_ce_gs_gui/jiao_yu_fa_lv/200603/t20060303_165119.shtml 閲覧日: 2021年12月6日
- 中華人民共和国未成年者保護法(1991) https://china.findlaw.cn/fagui/p_1/356224.html 閲覧日: 2021年12月6日
- 中華人民共和国養子縁組法(1991) http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2000-12/05/content_5004561.htm 閲覧日: 2021年12月6日
- 中華人民共和国刑法(1997) http://www.npc.gov.cn/zgrdw/huiyi/lfzt/xfzxa8/2008-08/21/content_1588538.htm 閲覧日: 2021年12月6日
- 中華人民共和国養子縁組法(1998) http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2000-12/17/content_5004717.htm 閲覧日: 2021年12月6日
- 中華人民共和国未成年者犯罪予防法(1999) http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=636169 閲覧日: 2021年12月6日
- 中華人民共和国婚姻法(2001) <http://dtqfy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2015/09/id/1707015.shtml> 閲覧日: 2021年12月6日
- 中華人民共和国未成年者保護法(2006) http://www.gov.cn/flfg/2006-12/29/content_554397.htm 閲覧日: 2021年12月6日
- 中華人民共和国未成年者保護法(2012) <http://www.sz.gov.cn/szst2010/zdlyzl/ggsy/mzxx/shjzxx/zcfg/content/>

- post_1320005.html 閲覧日：2021年12月6日
- 中華人民共和国未成年者犯罪予防法（2012）http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2013-02/25/content_1790827.htm
閲覧日：2021年12月6日
- 中華人民共和国刑法（2015）<https://www.ahjzu.edu.cn/jwjc/2016/0523/c8864a16359/page.htm> 閲覧日：2021年12月6日
- 中華人民共和国家庭暴力法（2015）http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=510329 閲覧日：2021年12月6日
- 中華人民共和国民法典（2021）<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202006/75ba6483b8344591abd07917e1d25cc8.shtml> 閲覧日：2021年12月6日
- 中華人民共和国未成年者保護法（2021）https://m.thepaper.cn/baijiahao_12999997 閲覧日：2021年12月6日
- 中華人民共和国未成年者犯罪予防法（2021）<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202012/384d7c9763c549f59c5afd8863761643.shtml> 閲覧日：2021年12月6日

註

- i 寧思嘉 2020 上海師範大学修士論文「我国受家庭成員虐待兒童的權利救濟機制研究」（中国における家族からの児童虐待の権利救済メカニズムに関する研究）<https://cdmd.cnki.com.cn/Article/CDMD-10270-1020808220.htm> 2021年10月6日閲覧
- ii 「中華人民共和国婚姻法」は「中華人民共和国民法典」が2021年1月1日から施行されたことにより廃止された。
- iii 「中華人民共和国民法通則」は「中華人民共和国民法典」が2021年1月1日から施行されたことにより廃止された。
- iv 株式会社エアクレーレン 2015「中華人民共和国における身分関係法制調査研究」（<http://www.moj.go.jp/content/001242620.pdf>）における「中華人民共和国民法通則」の訳文を元に、日本語訳を筆者らが加筆修正した。
- v 例えば、宿題を忘れた者に対して掃除を命じることのような懲罰のことを指す。
- vi 「民政部門」とは、民間組織の管理や災害対応、婚姻登録等の行政義務を行う行政機関を指す。
- vii 「全国人民代表大会常務委員会の人身売買、女性、児童を誘拐した犯罪者の厳罰に関する決定」は、女性や子どもの人身売買、誘拐、女性や子どもの安全の保障、公序良俗の保護のために、刑法の関連規定の補足改正を目的として1991年9月4日に発出されたものである。
- viii 「管制」とは、犯罪者を拘束しない自由制限刑のことである。一定期間（3か月以上2年以下）公安機関の監督下に置かれ、言論、出版、集会、結社、デモ行進の自由が制限されるほか、活動状況や住居の移転について公安機関に報告する義務を負う。
- ix 岡村志嘉子「中国の反家庭暴力法」国立国会図書館調査及び立法考査局編『外国の立法』No.269：84-96頁 2016。
- x 岡村志嘉子（2016）では「保護管理機構」と翻訳されているが、中国語の原文は「救助管理机构」である。生活困窮者の保護、支援等を行う機関を指す。
- xi 岡村志嘉子（2016）では「民事行為能力がなく、又はその能力が制限された者」と訳されているが、未成年者、成年被後見人等を指す。
- xii 公共秩序の攪乱、公共の安全の妨害等の行為で、社会的危険性はあるが犯罪を構成するには至らない場合に、治安管理条例に基づき公安機関が行う処罰。警告、過料、行政拘留（行政罰としての拘留）、公安機関による許可証の取消しの4種がある（岡村 2016：93頁）。
- xiii 中国の地方行政区画は、省級、地区級、県級、郷級の4階層から成る。区設市の中国語原文は「設区的市」。市の中に区が設置されている市をいう。区設市級は、中国の地方行政区画の地区級に相当する。（岡村 2016：91頁および94頁）。
- xiv 身体を拘束された刑事被疑者のために、接見とアドバイス、警察官・検察官との折衝、被害者との示談交渉、その他被疑者段階の刑事弁護活動一般を行う弁護士に、依頼者に代わって弁護士費用を支払う制度である法律援助事業のことを指す（岡村 2016：94頁）。（出典：日本弁護士連合会ホームページ<https://www.nichibenren.or.jp/activity/justice/houterasu/hourituenjyogyo.html>より）

A Study on the Historical Changes in the Legal System for Preventing Child Abuse in China : Focusing on the Historical Changes in Law of the People's Republic of China on Protection of Minors and Related Legislation

HUANG Qian, TAKEDA Rio, SUZUKI Takayuki

Abstract

This paper provides an overview of the legal system for dealing with child abuse in China based on the literature, and discusses the changes and characteristics of child abuse response in China. In particular, this paper focuses on the “Law of the People’s Republic of China on the Protection of Minors” and divides it into four periods : the period before the law was enacted (1950-1991), the period after the law was enacted (Period I : 1992-2006), the period after the law was enacted (Period II : 2007-2012) , the period after the law was enacted (Period III : 2013-2020), and the period after the law was enacted (Period IV : 2021-present). Based on the timing of the amendment, the post-implementation period was divided into four periods, and an overview of the response to child abuse in each period was organized. From this division, it can be seen that the pre-enactment period was the time when various laws began to include child protection measures, Period I was the time when the laws including child abuse-related contents were developed, Period II was the time when the laws enacted in Period I were revised, and Period III was the time when specific measures against domestic violence and the development of a system for the protection of minors were observed. Period III was a period when concrete measures against domestic violence and the development of a system for the protection of minors were taken, and Period IV was a period when the Law for the Protection of Minors and the Law for the Prevention of Crimes against Minors were substantially revised to protect the rights of minors.

In addition, two features were revealed. First, a characteristic of China’s child protection legislation is that child abuse-related laws are scattered among multiple laws. This was a major difference from other countries such as Japan, where the applicable legislation is simple due to the Child Welfare Law and the Child Abuse Prevention Law. Another characteristic that was analyzed was the lack of a clear definition of specific responses and response organizations when child abuse occurs.

With the revision of the Civil Code of the People’s Republic of China in 2021, many of the scattered laws were consolidated. In the same year, the Law on the Protection of Minors was also amended, but the development of the system for the protection of minors at the subordinate local government level remains unclear.

Based on the above results, it is considered necessary for China to further consolidate laws related to child abuse in the future, and to establish regulations at the national level on specific implementation systems related to the prevention of child abuse and response to the occurrence of child abuse.

Keywords : China’s Law for the Protection of Minors, Child abuse prevention, Child protection, Legal history